

## 第9回 上川流域協議会 要旨

日時:平成 16 年 2 月 10 日(火) 18:30 ~ 21:00

場所:諏訪市役所 5階 大会議室

### 議事内容

会員から提案された「総合治水の枠組みと手順(配付資料)」を基に、提言書の内容及び作成作業について議論。

### 決定事項

- ・今回の提案について、提言(案)として若干の修正等はあるが大枠で了承する。
- ・会員により提言書の起草委員会を設け、そこで提言案を作成し協議会に諮る。委員会の人選は座長一任とし、次回座長より発表する。

---

### 【配付資料】

- ・第7回上川流域協議会議事録要旨(案) 資料 - 1
- ・会員からの提案資料『上川総合治水の枠組みと手順』 資料 - 2

---

### 議事

#### ◆提案に対する質疑応答及び意見等

■河川整備計画の申請について、砥川・浅川共に6月に申請するとのニュースがあったが、提言の提出は3月中旬で間に合うのか。

#### ▶(諏訪建設事務所)

3月の中旬に提言をいただければ、来年度できるだけ早い時期に申請できるようにしていきたい。

河川整備計画は、諏訪圏域として出すよう言われている。そのため(砥川等と)一緒に出すことを前提に考えている。

■前回まで非常に技術的に細かなことをやっていたので、上川部会に参加していなかった人が意見を言いにくかった。

あまり細かい部分の技術論をやっていくと、本来どういう河川にしていくものなのかという一般常識的なことを言える雰囲気にならない。今回の提案では、早く計画をまとめなければならない部分と長期的に検討していく部分とはっきり別れているので、意見が出しやすくなった。

■いろいろな意見をもった人たちの集まりをまとめて進んでいくために本提案は非常に良くできており、支持したい。

■上川は昔のように利用すればよいと考えている。上川には河川を利用するような施設が非常に少ない。むしろもっと利用を認めていくよう提言すべきだ。流域協議会で、住民が川から追い出されるような案を作ってはいけない。

▶現段階で細かい部分を議論していたら前に進まない。河川の具体的利用等、細かいことを今詰めている時間はない。提案では現状の河川敷利用は容認すると書いている。

▶河川利用については色々な意見が出ており、今後統一された案が出てくると確信している。ラブリバー計画は、市と県が住民の意見を取り入れてできたもので、これを無くせとは誰も言っていない。

▶(座長)当面の提言案の中では触れず、将来協議会で議論していく問題として取り扱いたい。

■堤防道路や、河川敷で花を作る等の利用は是非残してもらいたい。自然のものを全て取ってしまうことのないように。また合庁付近の堤防道路の勾配改善も考慮して欲しい。どの辺のところまで皆の意見が最大公約数になるか、今後検討していきたい。

■本協議会ではワカサギについて配慮していただき感謝している。

上川の治水計画は砥川と一緒に国に申請せねばならないということもあり、早く基本の枠組みに合意し、早期に工事着手できることを願っている。後で検討すればよい細部に関しては今後の検討課題としてよい。

諏訪湖の常時満水位を現在の1.1mで考えると高水敷の掘削が少なくなってしまうが、これを0.8m辺りにしてもらえば、安全度も上げることができる。

▶(座長)諏訪湖の総合治水は難しい問題だが、今後ワーキンググループの中でも取り上げていきたい。

■県単事業として堆砂除去等おこなうとあるが、第2回協議会の資料では5年間平均で年3千万円程度しかついていない。これを改善する必要がある。今県も財政難だが、その辺はどうなのか。

工事の細分化、地元業者優先についても非常に重要だが、適正価格で発注されるかどうか問題。地元業者の首を締めることの無いよう今後の課題として見ていきたい。

▶(座長)提言案には出てこないが今後の課題としていきたい。

▶堆砂や樹木の除去はS34年の災害時のものが放置されて来たのであって、本来は今までにやらなくてはならなかったことだ。ただ、河川整備計画にも時間がかかるので、提案には県単でやっていると書いた。今後どれほどの事業費が出せるのかは県の見解を伺いたい。

▶(事務局)今年度・来年度については請負差金の活用ということで、今まで以上には堆砂部分の解消ができています。今後も流下能力の小さいところを中心に解消していきたい。

予算の増額については今後も県にも働きかけていくが、県の財政状況による。

■(座長)大綱として今回提案された枠組みを認めるということについては皆さんどうか。

▶堆砂の除去について、やる必要があるところをやるのは良いが、ただやるだけでは駄目。

今まで通りの工事でなく、魚が住めるような工事のやり方に変えていかないと川を壊してしまう。

▶提案では生態系の重視という記述をしている。具体的には書いていないが、当然そうした内容も含まれる。支流・本流の堆砂及び障害物の除去というのは、単に上川中の石や木を全部取り除いてしまうという意味ではない。流下能力が足りない部分のみ、その原因を取り除くという共通認識をもってやっていきたい。ただニセアカシアについては流下能力に関わらず除去すべきだと考えている。

▶他箇所でも、工事をしたがすっかり川が砂だけになってしまい、代わりに人口のコンクリート構造物を置いた例があった。ぜひ魚の住める、生態系に配慮した計画となるよう配慮していただきたい。

昔と較べると随分魚の住める場所が無くなってしまった。河川は魚類繁殖の場として非常に重要だ。

▶提言書の「河口」という言葉に諏訪湖の中までを含めていただきたい。

県は今後諏訪湖の浚渫をしないという方針を出している。堆砂で諏訪湖の上川河口付近に島ができたら水が流れなくなってしまう。諏訪湖の中までを範囲に含めていただきたい。

▶河口の上川大橋の諏訪湖側～島崎川河口辺りは、上川の流下にとって非常に重要だ。計画の中に諏訪湖の河口付近まで含めて欲しいとお願いすれば入れてもらえるのか。

▶(諏訪建設事務所) 上川の取り合いとして、必要なものならば入れていくことも可能。

■「河川内緩流施設」という記述では、ため池の利用が入っていないのでは。ため池の活用も含めて欲しい。

▶河道内遊水地という別項を起こしたのは、上川部会の目玉だったという理由によるもの。ため池等の河道外の遊水地に関しては、農村地域の問題の項目に入ると考えたが、ここに加えても良い。

■提案にある「基本的考え方」は、当面の計画に関する考え方であって、長期計画は別と考えて良いか。

▶良い。

■諏訪湖総合治水に係る、釜口水門と天竜川上流に関して、上流の改修は大分進んでいると考えているが、進捗状況はどうか。

▶(諏訪建設事務所)

辰野町の横河川合流部より上流は県管理であるが、下流管理の国交省の工事と進捗を合わせなくてはならない。現在釜口水門は400m<sup>3</sup>/s 放流は可能となっている。今後の整備については現在国交省で検討中であり、それによって決まってくる。

▶天竜川上流の流下能力が上がっても、釜口水門から放流できなくては諏訪湖にたまってしまう。早い時期の改修を要望していくことが大切。諏訪湖の下流に関しても提言をしていく必要があるのではないか。

▶釜口水門には予備放流の可能性の問題、水門の放流口(湖底部からの放流)に関する問題もあ

る。そこまで含めて釜口水門問題と考えている。

▶ 諏訪湖の浄化という観点からもアンダーフローを長年お願いしてきた。国交省で認可された操作規則の問題もある。過去の水門はアンダーフローだったが、その後アオコを流すために上からの放流に変えたという経過であると考えている。

浚渫問題にも絡んでくるが、大水が出れば土砂が河口部から中心部に堆積する。諏訪湖の水深は私の子供の頃から約1m浅くなっている。このままでは諏訪湖は無くなってしまわないか。そうした観点からも釜口水門問題と天竜川上流の改修に関して提案することに賛成。

■ 上川の防災対策を上川流域協議会でも提言していきたい。防災対策はどんな良い工事をして必要だ。特に貯留施設等を考えるなら必要。

また、工法の研究も必要。今までの工法は根本的に変えて行かなくてはいけないと思う。

▶ (座長) 今後のワーキンググループで検討していく。

■ 治水安全度の表現で、河川改修計画のところに、100年確率のうちの50年確率相当分ということを補足説明すべき。また流域対策を50年確率相当と表現することは正しくないので、100年確率の約20%相当分とでも表現すべき。表現が誤解を招きやすいので、表現の修正をお願いしたい。

▶ 今後修正する。

■ (座長) 賛成意見が多いと思われる。この提案を基本にして提言案を作る作業に入っていったら良いか。

▶ (一同) 異議なし

#### ◆ 提言のまとめ方について

■ (座長) 今回の提案を基に提言を作っていくということには了解をいただいた。については提言の骨子案を作ったので配布する。

■ (諏訪建設事務所)

「支流を含めた現状回復計画」とは何を指すのか。

今回は上川の本川についてお願いしており、現在支川についての改修計画は持っていない。将来必要であれば提言に入れるという解釈でよいか。

▶ (座長) 「支流の改修計画を立て、河川整備計画に追加する」という表現でよいか。

▶ 本流・支流の堆砂・支障木の除去という項目を入れても良いと思う。

■ 土木部原案を承認するかどうかを議論するのは、原案が示されていない現在では不可能。事務局から修正

案が出てこないことには話ができない。修正案が示されてからにすべきだ。

▶(座長)これは原案の修正案を確認してからということにしたい。

▶暫定工事計画を別途立てて改修を行っていくという考え方を県は了承できるのか。

▶(諏訪建設事務所)

河川整備計画としては将来的な計画を申請していく。その計画の中でどういう風に工事を進めて行くかは、補助事業として認可された段階で国あるいは流域協議会と協議しながら検討していく。

▶暫定改修というのは、河川整備計画の申請とは全く関係のない話。いくら補助金がついてくるかも分からない。補助がついた段階で、それをどのように使うか、どんな配分・優先順位で使うかの問題で、整備計画とは関係ない。当然流域協議会とも国とも協議が必要だが、申請とは別の話だ。

▶(座長)次回事務局から、前回の議論を受けた修正案を出してもらおう。

■座長が提言骨子を提案するのではなく、事務局が骨子を作り、それを協議会で議論して座長が取りまとめるということではどうか。

▶今日の提案を認めたのが骨子となる。皆がほぼこの方向で良いという意見なのだから、後は県から出てきた計画を揉むことでよいのではないかと。でないとなら今日の意味が無い。

▶(事務局)流域協議会は自主的に運営されるものであり、提言案は事務局でなく協議会で作っていただきたい。

▶(座長)では提言書の起草委員会のようなものを作ったらどうか。次回事務局作成の案を検討した後、提言起草委員会を作りたい。皆さんの意見は？

▶起草委員会を設け、ある程度揉んでしっかりしたものを作って次回の会議に提案した方がよい。

▶(座長)起草委員はどのように決めるか？

▶(一同)座長一任。

▶(座長)では次回協議会で座長の人選案を提案する。

- 以上 -